

2025 年度

学生・西区連携

まちづくり活動補助金 募集案内



西区役所

1. 概要

神戸市に立地する大学・高専の学生と、西区内に拠点を置く企業・団体等（以下「協力団体」という。）との協働による、区内の様々なまちづくり活動に要する経費の一部または全部を補助します。

2. 対象団体

神戸市に立地する大学・高専の学生等が構成員である、ゼミ・クラブ・サークル等の団体が対象です。申請の際は、所属する大学・高専の担当者（教員等）の確認が必要です。

3. 対象活動

以下に定めるテーマに沿った活動を対象とします。テーマの中から1つ選択し、必ず協力団体と連携して取り組んでください。また、申請書類の作成に先立ち、協力団体との事前打合せを希望する場合は、区までお問い合わせください。

なお、同一学生が複数のテーマで活動することは認められません。

■テーマ1 畑の交流広場を活用した農業への関心を高める活動

農業への関心を高めるために、畑の交流広場（市営地下鉄伊川谷駅から徒歩10分）を活用し、様々な人が交流することを目的とした活動（伊川谷オフラインサロン）を実施している協力農家と連携した活動

（活動の具体例）

- ・「伊川谷オフラインサロン」を活用した農業体験イベントや様々な人が交流するイベントの企画・運営
- ・伊川谷の環境を活かした農業の魅力発信・向上を目的としたイベントの企画・運営

（活動の視点）

- ・農家以外の方に農業を身近に感じてもらうため必要なことは
- ・農業活動を通して交流を深めるために必要なことは

（備考）

- ・活動拠点は伊川谷町に所在しているが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること

（連携先情報）

伊川谷オフラインサロン ホームページ

<https://preview.studio.site/live/RQqJPeMwWg>

伊川谷オフラインサロン Instagram

https://www.instagram.com/ikawadani_offlinesalon/

■テーマ2 農村地域活性の推進及び有機農業のPR

有機農業・有機野菜や、農村地域の魅力発信を目的とした、C-farm と連携した活動

(活動の具体例)

- ・ SNS 等を用いた西区の有機農業の PR 活動
- ・ 農村地域活性化イベントの企画・運営
- ・ 農作物を使用した、レシピや加工品の考案

(活動の視点)

- ・ 有機農家がどのような思いで活動しているか
- ・ 農村地区の魅力とは

(備考)

活動拠点は平野町を予定しているが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること

(連携先情報)

C-farm ホームページ

<https://c-farm.jp/>

C-farm Instagram

<https://www.instagram.com/cfarm.jp/>

■テーマ3 子どもの活躍の場づくり

子ども向けのイベントを実施し、地域で楽しく子育てをすることを目指した KOBE のはしっ子と連携した活動

(活動の具体例)

- ・ 公園遊びを通して、校区間をこえた子どものつながりをつくる
- ・ 勉強と遊びを合わせた夏休みの子どもたちの居場所づくりをする
- ・ ハロウィンやクリスマスの季節のイベントや製作の企画をする
- ・ 初めてののおつかいイベント等、子どもが活躍する場をつくる

(活動の視点)

- ・ 小学生が活躍する場をどのようにしてつくっていくのか
- ・ 長期休暇に子供たちの居場所をつくる方法はどういったものがあるのか
- ・ イベントを定着させ、盛り上げるためにどのようなことを実施すればいいか

(備考)

- ・ 活動場所はコープデイズ神戸西、糀台地域福祉センター、西神中央公園、玉津支所などを予定しているが、打合せ場所については、協力団体と調整し決定すること

(連携先情報)

KOBE のはしっ子 Instagram

https://www.instagram.com/kobe._no._hashikko/

■テーマ4 マルシェを通した地産地消の推進及び西神中央の活性化

地産地消の推進を目的に実施するファーマーズマーケットで西神中央活性化を目指した、一般社団法人農サイドと連携した活動

(活動の具体例)

- ・西神中央で毎月20日に実施している「ウェルアベニューマルシェ」にて子ども向けブースの企画・運営
- ・地産地消のPR及び西神中央への集客のため、「ウェルアベニューマルシェ」の広報活動を実施

(活動の視点)

マルシェを通して地産地消の推進及び西神中央の活性を図るためには、どのような企画・運営・広報を行えば良いか

(備考)

ファーマーズマーケット実施場所は西神中央を予定しているが、打合せ場所等については、協力団体と調整し決定すること

(連携先情報)

一般社団法人農サイド ホームページ

<https://nouside.com/>

ウェルマル Instagram

<https://www.instagram.com/wellavenuemarche/>

その他、テーマに関わらず以下のすべてを満たす必要があります。

- ① 地域住民の理解協力を得られること
- ② 営利を主目的とした活動でないこと
- ③ 協力団体を含む、特定の企業・商品のPRを主目的としないこと
- ④ 宗教的活動または政治的活動でないこと
- ⑤ 神戸市の総合計画等に反するものでないこと
- ⑥ 法令、公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
- ⑦ 当該補助金の対象となる活動について、神戸市から他の補助または助成を受けていないこと

4. 補助金

① 補助率・補助上限額

補助対象経費の全部（上限10万円／件）

② 補助対象経費

活動に要する直接経費であり、以下のいずれかに該当するもの。ただし、支出内容が領収書等・口座振込通知等で証明できるものに限ります。

- ・報償費 講師やアドバイザー等への謝金
ただし、申請者・申請団体・協力団体の構成員に対して支払われるものについては、対象となりません。
- ・旅費 講師やボランティア等への交通費
※公共交通機関の利用を基本とし、合理的な経路である

かの確認を行います。タクシーや高速道路等の利用も対象ですが、必要となる理由と領収書が必要です。また、活動団体の構成員については、大学～活動場所までの旅費が上限です。

- ・ 消耗品費 チラシ等の印刷費、材料費、資材等の購入にかかる経費
ただし、食事代やお菓子（景品用含む）など間接経費とみなされるものは対象外です。
※備品（１年以上の使用に耐えるもの）は対象外です。
- ・ 役務費 郵送料、広告料等
- ・ 委託費 会場の設営や広報物作成等、業者委託に要する経費
ただし、活動の大半を外部に委ねるものは認められません。
- ・ 使用料 活動時に必要な会場使用料や機材等の賃借等に要する経費
- ・ 保険料 イベントを実施する際の傷害保険などに要する経費

その他、補助対象経費について、ご不明の点があればお問い合わせください。

5. 補助対象活動の実施期間

下記の期間内に実施する活動を補助対象とします。

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 2 月 2 8 日（土）まで

6. 補助の申請

（１）申請期間

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）から 5 月 2 3 日（金）まで

※受付は電子メールでのみ行います。

（２）提出書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第 1 号又は様式第 1 号－ 2 ）
- ・ 活動計画書（様式第 2 号）
- ・ 収支計画書（様式第 3 号）
- ・ 活動者リスト（任意様式、記載例を参考に記載してください）

《ダウンロードURL》

<https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/kuyakusho/nishiku/oshirase/boshuu/daigaku Josei.html>

（３）提出先

西区総務部地域協働課まで、メールでご提出ください。

E-mail: west@city.kobe.lg.jp

7. 審査

- ① 提出いただいた書類について、要件の確認後、内容審査および協力団体への確認を行い、予算の範囲内で採否を決定します。
- ② 審査に先立ち、事務局より申請内容について問い合わせを行う場合があります。
- ③ 審査結果については、6月下旬にお知らせする予定です。

8. 補助金の流れ

- ① 審査の結果、補助対象活動に決定した場合、補助金交付決定通知書を送付します。
- ② 活動終了後、活動終了月の翌月末（活動終了月が2月の場合は2月末）までに以下の報告書を提出してください。なお、提出書類は学内担当者の確認後、区へ提出してください。
 - ・活動報告書（様式第10号）
 - ・事業の実施状況がわかる書類
 - ・収支報告書（様式第11号）
 - ・事業に要した費用を証する書類
- ③ ②の書類の確認を行い、補助額の確定を確定します。確定後、補助金の支払いを行います。

9. 書類提出・問合せ先

〒651-2295

神戸市西区糺台5丁目4-1

西区総務部地域協働課

TEL：078-940-9501 内線212

E-mail：west@city.kobe.lg.jp